

## 広域連携SDGsモデル事業募集要領【2次募集】

## 1. 趣旨

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）<sup>1</sup>は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標である。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされ、我が国においては「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」<sup>2</sup>（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）（令和元年12月20日一部改定）<sup>3</sup>において、SDGsの実施に率先して取り組んでいく方針が決定されている。

地方創生に向けたSDGsの推進は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）<sup>4</sup>（令和2年12月21日閣議決定）において、引き続き地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりとして位置づけられ、「SDGsアクションプラン2021」<sup>5</sup>（令和2年12月21日SDGs推進本部決定）でも重要事項として位置付けられた施策である。

さらに、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」<sup>6</sup>（令和3年6月18日閣議決定）においては、広域連携によるSDGs事業等についても支援し、モデル事例を形成することが掲げられている。

その推進のあり方については、自治体SDGs推進のための有識者検討会により、『地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方』コンセプト取りまとめ<sup>7</sup>（平成29年11月29日）（以下「コンセプト」という。）として整理されている。

また、政府では「新しい資本主義」の実現に向け、新たな経済対策を策定するとともに、成長戦略の推進のため、予算を計上したところである。

この成長戦略の柱のひとつに『地方を活性化し、世界とつながる「デジタル

<sup>1</sup> 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（外務省仮訳）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>

<sup>2</sup> 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000252818.pdf>

<sup>3</sup> 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei\\_2019.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei_2019.pdf)

<sup>4</sup> 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r02-12-21-senryaku2020.pdf>

<sup>5</sup> SDGsアクションプラン2021

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs\\_Action\\_Plan\\_2021.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2021.pdf)

<sup>6</sup> まち・ひと・しごと創生基本方針2021

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r03-6-18-kihonhousin2021hontai.pdf>

<sup>7</sup> 「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/dai1/sankou1.pdf>

田園都市国家構想』が掲げられており、本事業は「デジタル田園都市国家構想」の実現にも資する施策として、補正予算に組み込まれている。

今般の募集は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）、「SDGsアクションプラン2021」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」、「デジタル田園都市国家構想」及びコンセプトを踏まえ、SDGsを原動力とした持続可能なまちづくりを促進するため、小規模な地方公共団体等が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等に取り組み、地域活性化を目指す好事例を「広域連携SDGsモデル事業」として選定するためのものである。

## 2. 広域連携SDGsモデル事業の選定と提案の具体化等

選定にあたっては、自治体SDGs推進評価・調査検討会による「広域連携SDGsモデル事業選定基準（評価項目と評価・採点方法）」を踏まえた総合的な評価を行い、内閣府はその助言を受ける。

内閣府は、提案数及び提案に対する評価等を考慮し、広域連携SDGsモデル事業を数事業程度選定する。

事業を選定された団体は、将来のあるべき姿を見据えながら、提案内容を具体化した広域連携SDGsモデル事業計画を策定し、有識者の支援を得ながら事業を積極的に実施する。

国は、広域連携SDGsモデル事業の円滑な実施に向けて、自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースも活用しながら、選定団体への各省庁の支援施策活用等の助言や、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。

加えて、広域連携SDGsモデル事業に選定された事業について、「地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業）」（以下「自治体SDGs補助金」という。）による資金的支援を行う。

なお、今後、国会における予算審議の動向等により、上記補助金及び交付金に係る内容について、変更が生じる可能性があることを御留意されたい。

3. 広域連携SDGsモデル事業に求められる内容（提案内容）

提案に当たっては、以下の内容を記載すること。

**広域連携SDGsモデル事業**

(1) 地域概要
(2) 課題・目標設定
(3) 事業概要
(4) 事業による相乗効果等（新たに創出される価値） 1 経済面⇄環境面 2 経済面⇄社会面 3 社会面⇄環境面
(5) 執行体制
(6) 多様なステークホルダーとの連携
(7) 自律的好循環の具体化に向けた事業の実施
(8) 資金スキーム
(9) スケジュール

※各項目の評価基準及び記載内容の詳細については、「広域連携SDGsモデル事業選定基準（評価項目と評価・採点方法）」、「広域連携SDGsモデル事業提案書（提案様式1）」、「広域連携SDGsモデル事業提案書の記載内容と留意事項」、「広域連携SDGsモデル事業提案概要（提案様式2）」、「広域連携SDGsモデル事業提案概要の記載内容と留意事項」、「広域連携SDGsモデル事業の初年度の事業費等（提案様式3）」及び「広域連携SDGsモデル事業の初年度の事業費等の記載内容と留意事項」のとおりとする。

※広域連携SDGsモデル事業とは

広域連携SDGsモデル事業とは、SDGsを原動力とした持続可能なまちづくりを促進するため、小規模な地方公共団体等が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等に取り組み、地域活性化を目指す事業である。なお、地方創生におけるSDGs推進の意義を踏まえ、短期的な事業ではなく、中長期を見通した事業を計画することが望まれる。

①目標設定

目標として設定するゴール、ターゲットは、17のゴール、169のターゲットからそれぞれ複数を選択することが望ましい。ただし、17のゴール、

169 のターゲットすべてを広域連携SDGsモデル事業の対象として掲げる必要はない。

②事業による全体最適化の考え方

事業を実施することで、経済・社会・環境各側面の個別効果だけでなく、三側面のバランスが留意された、目標全体で適正な効果が得られるものであること。

③事業による相乗効果等の創出の考え方

事業を実施することで、経済・社会・環境各側面における双方向の、より高い相乗効果等の創出を目指すこと。

④執行体制の考え方

地方公共団体を横断する事業を構想し、強力に推進する体制が構築できていること。

⑤多様なステークホルダーとの連携の考え方

課題解決や地域の活性化に向けて、企業・金融機関等の多様なステークホルダーとの連携を通して、自律的好循環が見込める事業であること。

⑥自律的好循環の考え方

将来的に補助金による支援に頼らず、事業として自走すること。

#### 4. 提案者

提案の種別を以下の2通りとする。

A：複数の市区町村（3団体以上が望ましい）

B：都道府県及び複数の市区町村（計3団体以上が望ましい）

※ただし、人口50,000人未満の地方公共団体を1団体以上含むこと

※隣接する地方公共団体の連携に限らず、遠隔の地方公共団体との連携による提案も可能とする

※提案の代表となる地方公共団体を設定すること

#### 5. 提案・提出書類の内容

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおりとする。

①広域連携SDGsモデル事業提案書（提案様式1）

②広域連携SDGsモデル事業提案概要（提案様式2）

③広域連携SDGsモデル事業の初年度の事業費等（提案様式3）

※参考資料については提出不可とする。なお、提案内容と関連性のある情報について、記載箇所への注記として、提案書内へ公表されているホームページURLの記載等をするものを妨げるものではないが、必要最小限とする。

評価は、基本的に提出された提案様式 1、提案様式 2 及び提案様式 3 に記載された内容に基づき行う。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載し、提案様式 1 は 10～20 頁程度、提案様式 2 は 1 頁、提案様式 3 は 2 頁以内で記載すること。

## 6. 留意事項

- ・提案に当たっては、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）、「SDGs アクションプラン 2021」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」、「デジタル田園都市国家構想」及びコンセプトを十分に踏まえたものとする。
- ・提案内容に係る事務局への相談については、透明性等の確保の観点から提案書類が提出された以降は受け付けない。
- ・提案に当たり、自治体 SDGs 推進評価・調査検討会委員、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。広域連携 SDGs モデル事業の公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。
- ・広域連携 SDGs モデル事業の推進においては、自治体 SDGs 補助金の交付に加えて「自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース」により支援していくものであり、対象経費を明確に切り分けた上で、「地方創生推進交付金」を含めて、他の国庫補助金等も組み合わせて有効活用することが推奨される。その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、自治体 SDGs 補助金の対象とはならない。
- ・SDGs の推進については、地方公共団体が主体的に計画の策定等に取り組むべきであり、知見等の蓄積の観点から、事業者等に一括委託とする経費については、原則として対象外とする。

## 7. 提案書類の提出方法、募集期間等

### (提出方法)

提案書類（提案様式 1、提案様式 2、提案様式 3）は、次に掲げるとおり電子メールで提出すること。なお、代表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

○電子メールによる提出

### 提案様式 1、提案様式 2 及び提案様式 3

※メール件名は「【提出】(6桁の都道府県・市区町村コード)(提出日)(代表提案者名)広域連携SDGsモデル事業提案書類」とすること。

(例:【提出】000000\_200227\_〇〇県〇〇市\_広域連携SDGsモデル事業提案書類)

※提案様式 1、提案様式 2 及び提案様式 3 は、「6桁の都道府県・市区町村コード)(提出日)(代表提案者名)提案様式(様式番号)」の名称とし、様式ごとに元データファイル(ワード又はパワーポイント)及びPDFファイルとして提出すること。

(例: 000000\_200227\_〇〇県〇〇市\_提案様式 1)

### (提出に当たっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については必ず、事務局まで直接問い合わせること。

### (受付期間)

2022年6月27日(月)～2022年7月1日(金)17:00

### (受付締切)

2022年7月1日(金)17:00 必着

※締切後の提出は認めない。

※電子メール到着を提出と見なす。

### (提案書類の扱い)

提出された提案書類については、選定プロセス終了後、原則公開する。

非公表扱いを希望する箇所については、対象箇所がわかるように、「非公表」と記載すること。

### (提出先)

内閣府地方創生推進室 SDGs・環境・モデルケース担当

電子メール: g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

## 9. 提案後の流れ

提案後の流れは以下を予定している。※変更となる可能性あり

2022年6月27日（月）	提案受付
～7月1日（金）17:00	
7月4日（月）以降	自治体SDGs推進評価・調査検討会による 評価開始
7月下旬	広域連携SDGsモデル事業選定推薦案の 作成
7月下旬	事業選定・補助金採択
9月下旬以降	事業遂行支援

## 10. 問い合わせ先

制度の概要、提案内容に関する問い合わせ、相談については、下記の問い合わせ先まで連絡すること。

内閣府地方創生推進室

電子メール：[g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp](mailto:g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp)

電話：03-5510-2199

担当：古南、坂野、栗原、伊佐治